

宮城学院女子大学動物実験委員会規程

(設置と趣旨)

第1条 宮城学院女子大学（以下「本学」という）は、本学における動物実験が適正に実施されるために、動物実験等に係る計画が適正に立案、実施されたかを点検する宮城学院女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は以下の事項について審議する。

一 委員会は学長の諮問を受け、動物実験を実施する者から提出された動物実験計画について、法的、科学的合理性の観点から審査を行い、結果を学長に報告する。審議内容は議事録として記録し、保存する。

二 委員会は学長からの動物実験計画の実施結果についての報告を受け、必要に応じて施設等の実態を調査し、学長に報告、助言する。審議内容は議事録として記録し、保存する。

三 委員会は本学における動物実験および動物実験に係る管理が適切に行われているかを点検する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員によって構成される。

- 一 動物実験に関わる教員
- 二 前号以外の自然科学分野の教員
- 三 人文・社会科学分野の教員
- 四 その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

3 委員会には委員長、副委員長、および書記を置く。委員長、副委員長、および書記は、第一号から第四号の委員の互選によって選出する。

(会議の招集)

第4条 委員会は委員長が招集し議長となる。

(意見の聴取)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意

見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(委員の任期)

第7条 第3条第一号から第四号までの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は教授会の議を必要とする。

付則

1 本規定は、2011年10月1日より施行する。